

岩手県告示第653号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成21年岩手県告示第587号）で公示した公共測量を終了した旨一関市長から次のとおり通知があった。

平成21年8月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市
- 2 実施した期間 平成21年7月1日から同月17日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（街区三角点改定）